

社会的包摂としてみたときの地域包括ケアシステム

－ 孤立高齢者への施策に焦点をあてて－

The Integrated Community Care System when viewed as social inclusion

Focus on the policy of the isolated elderly person

熊谷 和史^{*1}

抄 録

本論は、社会的排除論を手がかりに地域包括ケアシステムがいかに社会的に孤立している高齢者を包摂しようとしているのかを考察した。現代は機能分化社会であり政治や経済の活動などは万民に開かれているが、何かのきっかけによりつまづくことで容易に排除される社会である。社会的排除論は、この排除されるプロセスとその存在を可視化し、排除されている人々を再包摂することを提言する概念である。この概念を元に地域包括ケアシステムでの孤立高齢者を包摂する施策とは何かを先行文献を元に抽出した。結果、閉じこもり予防などの介護予防と地域住民や専門職が介入する施策があることが分かる。また、地域ケア会議などによる地域住民と専門職の情報の共有と連携協働の機能があることを確認した。その上で、一援助者のあり方を考察した。結果、援助者自らにある内なる差別と向き合うことで孤立高齢者を包摂するとは何かを知ることを提言した。

キーワード

社会的排除， 孤立高齢者， 地域包括ケアシステム

^{*1} NANE KUMAGAI Kazufumi
会員番号 6256
所 属 寺内地域包括支援センター寿光園

I. 研究目的

地域包括支援センターは在宅高齢者の総合相談を含め、介護予防や権利擁護事業等様々な役割を担っている。その中でも、昨今の単独高齢者世帯の増加などに起因する様々な社会問題、特に孤立や孤立死は深刻な社会課題となっており、そうした孤立状態の高齢者(以下、孤立高齢者)への対応は重要な取り組みの一つである。現に、地縁関係が薄い近所の高齢者の様子を見に行ってほしいと民生委員などからの相談に応じて地域包括支援センターが訪問することがある。しかし、従来の福祉サービスは申請主義による給付制度であるが、こうした孤立高齢者は生活に困っていても福祉サービス利用のための申請を忌避し、支援を拒否する傾向にあるとされる(高橋 2014: 23)。いうなれば、従来の福祉サービスの提供方法(申請主義)とはまったく違ったアプローチが必要であり、時に明確な課題が分からないまま介入し、いったい援助者はその人に何が出来るのかを含めての模索が電話口であるいは戸口で日々行われている(加山 2015)¹⁾。

2015年の介護保険制度改正では2025年を目処に地域包括ケアシステムの構築を完成させたい旨が謳われている。その中で、特に地域包括支援センターは地域との連携を通じ、孤立高齢者を再び社会の中で包摂していくことが求められている。援助者は、こうした地域ケアの中核を担う役割の下、孤立高齢者へアプローチをすることになるが、実際の所、そもそも孤立をすることはどういうことなのか。また孤立はしばしば社会的排除の結果といわれるが、この社会的排除とは何か。さらに孤立状態に至る個別的諸課題はどのような構造の中で生じているのか。そして、地域包括ケアシステムはどのような価値観でもって社会システムを構築しようとしているのか。本来、そうした制度や個別的諸課題の社会的分析があつて援助者ははじめて自己の価値観や性格を客観化することが出来、目指すべきビジョンを発見し、その実現へ向けて第一歩を踏み出すことが出来る(田川 2011:33)²⁾。

本論は、高齢者の孤立状態とは何か。そして地域包括ケアシステムや援助者はそうした人たちにどのように関わろうとしているのかを明確にすることを主眼に論じていく。つまり、援助者側の立ち位置を理論的に確認し、展望を論じることを研究目的とする。

II. 研究方法

本研究は文献研究である。文献収集は、国立国会図書館検索システム(NDL-OPAC)の雑誌記事検索より、2000年以降の「地域包括ケアシステム」「社会的排除」「孤立」「高齢者」「介護保険」「社会福祉」を組み合わせ検索する。さらにその中から「地域包括支援センター」「地域」「援助者」「ソーシャルワーク」と検索する。また出版名が「紀要」「研究」「研究誌」に絞り込み抽出した。文献入手は国立情報学研究所論文検索システム(CiNii)より直接入手できる論文の選定を行った。CiNiiより直接入手できない論文については、2014年から2015年の間、東北福祉大学図書館、秋田大学図書館、秋田県立図書館より収集した。論文利用は特に高齢者の孤立状態に言及している社会的排除、地域包括ケアシステムの論文を採用した。本論の分析の枠組みとして、1960年代から主にヨーロッパで提唱されている社会的排除論が新たな社会的包摂を提唱していることと関連づけ、地域包括ケアシステムが日本において新しい形で社会的包摂を担うものであると仮定し、こ

のシステムが特に孤立高齢者をどのように包摂をしようとしているのかを行政資料や先行研究を分析対象として取り上げた。理論的な根拠として、地域包括ケアシステムが広範な高齢者を対象とした医療・介護などの各種サービスを継続的に提供することを前提とし、そのために専門職の連携をはじめとする制度横断的なシステムであること(東野 2014:40)。また理念として高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続することを目指したものであり、貧困問題だけではないことに着目した。従来の社会的包摂の施策はある特定の対象者や地域を対象としたものであり周辺化された対象を中心に戻すためのものであった(室田 2014)。しかし、社会的排除論ではあらゆる社会から排除されている人々を対象とし、経済的な貧困だけではなく、多様化している孤立状態や生活困窮を対象としている。社会的排除論は社会が個人を排除するプロセスを含み、不平等や現代社会の構造的な課題を明らかにする。その上で排除されている人たちを中心に戻すだけでは無く、社会のあり方自体を問い、新しい社会的包摂を提唱するものである。この概念と地域包括ケアシステムの理念を関連づけることで、援助者は広範な文脈で孤立高齢者と地域包括ケアシステムを捉えることが出来ると考える。

研究の手順として、先行研究より社会的排除論を概説し、その上で孤立および孤立状態の高齢者がどのように規定されているかを整理する。その上で、地域包括ケアシステムにおける孤立高齢者への施策を行政資料や先行研究より抽出し、整理および説明を行う。考察では、研究結果を受けて、社会的排除論を念頭に地域包括ケアシステムがいかに孤立高齢者を社会的に包摂しようとしているのかを総体的に明らかにし、援助者はどのような意識でもって孤立高齢者と関わるべきなのかを提言する。なお、孤立高齢者をめぐる援助者は地域住民、医療機関、NPO や民間業者など多様なアクターが存在しているが、中でも地域包括ケアシステムの中核的存在として位置づけられている地域包括支援センターの職員を念頭にしている。また行政資料の取り扱いについては、参照した資料の背景には政策目標や課題のとらえ方が違っていることを十分に考慮した上で、孤立高齢者の施策として抽出し、大まかに概説することとして扱い、詳細な違いや比較は本論では行っていない。

倫理的配慮として、日本社会福祉学会が定める研究倫理指針、特に先行業績引用について遵守する。

Ⅲ. 研究結果

1. 社会的排除の概念とは何か

社会的排除とは 1960 年代から 70 年代のフランスに端を発した比較的新しい概念である(石田 2011)。グローバル化した経済社会を中心とする社会構造の変化は、従来の福祉国家システムでは捕捉しきれない排除を生み出しているとする視点で社会への批判と排除されている人々を参加(包摂)していくことを目的にした概念である。室田(2014)はこのことについて「社会排除に該当する課題自体は、以前から社会の至る所に表出していたわけだが、それらを説明するための概念が登場したことで、改めて意識的に捉え直すことが可能になった」(室田 2014:36)といえるとした上で、新たな課題は社会の中で捉え直されてこそその対処法が検討することが出来ること。そして、その課題に関わる援助者が誰にでも起こりうることとあるいは自分事として捉え直すことでしか状況の改善は図れないことを提

言している。

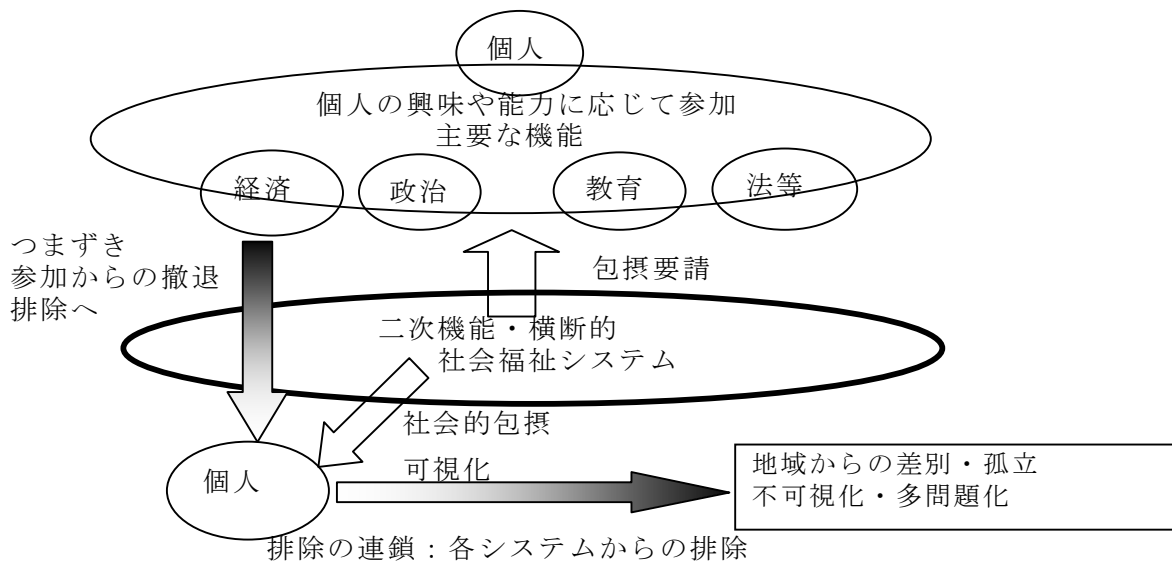


図 1 社会的排除論における機能分化社会（資料：筆者作成）

社会的排除が描く社会とは、現代は経済、法、政治、教育などの主要なシステムの機能が分化した社会（機能分化社会）であり、多数の人々は出生や家柄などの影響を受けず、自分たちの関心や意志によってそれぞれのシステムに参加しているとされる。逆に機能分化されていない社会では家柄などの出生によって職業が固定化され、富裕層は富裕層のままであり続けることが出来たと考える。しかし機能分化社会では、誰もがあらゆる機能システムに包摂されることが権利として認められている(本多 2013)。そのため、誰でも能力に応じて富を得ることが出来ると考えられている。しかし例えばある社会関係のつまずき(例えば、会社でうつ病を発症)が他の社会関係のつまずきや破綻(家庭の崩壊：家族や教育システムからの排除、友人との絶縁など)を誘発していく。そのことによって労働市場からの排除、劣悪な住環境に移行するなど住宅及び地域(空間)からの排除が折り重なることで社会への参加が困難になることを社会的排除という(石田 2011)。

こうした社会的排除についてすでに P.タウンゼンドが社会的剥奪という指標で相対的貧困として論じているとする反論がある。相対的貧困は当然とされる生活様式を保つために必要な生活資源を欠いている状態であると規定し、それは様々な社会的活動への参加が含まれていることが指標としてすでに含まれている。そのため取り立てて社会排除論を持ち出さなくても良いとする批判がある(岩田 2008, 深井 2008)³⁾。しかし、社会的排除の概念は個人が排除されている「状態」だけではなく、誰が排除しているのか、あるいは排除の連鎖がどのように形成されているのか、個人と社会の関係や「排除されていくプロセス」を明らかにすることができるとされる。

さらにもともと近代国家は貧困状態に陥る人などへの対処(包摂)する仕組みを内包していたと指摘されることがある。例えば日本では生活保護や各種の福祉施策が社会的排除されている人々を包摂してきているとする意見もある。しかし社会的排除論では、生活保護を受給していること自体が否定的な評価となり、自助に失敗して税金で暮らしているとの批判やレッテルが付きまとい、そのことで社会から孤立しやすくなる側面がある。この

ことは生活保護受給というスティグマによって地域住民から差別されるといった制度や地域からの排除と個人が地域から遠ざかるという個人から社会への排除のプロセスが働いているとみる。こうした排除する側の差別の意識が排除される側が押し出されてその排除実態が地域の中で不可視化されているといえる。つまり相対的貧困では生活保護に陥っている状態を明らかにするには有効な指標になるが、社会的排除論では生活保護受給に至るまでのプロセスへの分析に焦点を当て、社会への批判を加えていると言える(岩田 2008)。

また機能分化社会では、主要な機能システム(政治や法あるいは経済など)は排除の問題を自主的に解決することが出来ないし、また社会全体を監督し排除を解決する中心的なものはないと言われる(本多 2013 : 174)。さらに機能分化社会では、各システムに参加できるだけの能力を個人に要求し、機能システムにとって有用な人々は包摂するが、有用ではない人々を排除する仕組みを内在している、いわば「機能分化を遂げた現代社会はその構造問題として排除を産出」(本多 2013 : 170)していると考えられている。そのため主な機能システムにおける排除の問題を解決する新たな二次的な機能システムとして社会福祉システムが唱えられている(佐藤 2014)⁴⁾。この社会福祉システムは従来のような貧困の解消のみならず、排除の構造を社会関係に焦点を置き、あらゆる人たちがあらゆる機能システムへの参加(再包摂)を要請する横断的なものである。しかし、この包摂要請によって、現に排除されている人たちを再包摂しても、包摂をすればするほど、排除されている人が現れるのが機能分化社会であるといわれる(佐藤 2014)。それは一見矛盾したことであるが、この排除現実をえぐり出し可視化することが社会的排除論の要諦であるといえる。いずれにしろ、社会的排除は社会システム自体を問い、現実の包摂策を批判しつつ、どのような社会を展望かを検討する道を開いていると言える(岩田 : 2008:50)。

2. 孤立高齢者とは何か

そもそも孤立状態とはいったい何か。そして、孤立している状態がなぜ社会的排除とつながるかを概説する。孤立の概念は P.タウンゼントが孤独と孤立を分けて、孤独は主観的なものであり、孤立を「社会的接触：1.親族との接触 2.友人・隣人・ホームヘルパー、看護師、医師などとの接触 3.社会活動の 3つの領域」の多寡によって得点化し、「孤立している」、「やや孤立している」、「孤立していない」という3つの区分を示した(湯川 2011:62)。もっとも端的に孤立を定義して調査を行う際は「(行為者にとって)頼りにする相手がいない状態」(石田 2011, 川村 2014)とされる。孤立「状態」の捉え方や概念操作によって地域における孤立高齢者の出現率に大きなバラツキがあり正確なところは分からないが、ある一定数の存在が確認されており、例えば、冷水(2009)の調査では、東京板橋区のひとり暮らしの高齢者 1391 人を対象に訪問調査で実施している。親しい人がまったくいないを極端な孤立とした場合、3.7%が該当。接触頻度が月 1 回程度で 7.1%とし、板橋区の 65 歳以上のひとり暮らしの全体の 2~3%が孤立状態と算定している。小林・深谷(2015)は先行研究では深刻な孤立状態は 2~10%程度であると確認した上で、自身の研究でも独居で同居家族以外の接触が週一回未満の者を完全孤立とし 2.4~4.8%が該当するとしている。

孤立している対象の属性や要因について社会調査や先行研究から、孤立高齢者は、湯川(2012)が、低収入、低学歴、持ち家以外の住宅、健康状態の悪さ、年齢の高さ、未婚が挙

げられ、特に男性に多いとされる結果となっている事を論じている。さらに、頼りにする相手がいない状態は単に一人世帯だけではなく家族がいても起こりうることであること。また動態的には高齢期になって起こる問題ではなく、これまでの人生の積み重ねの中にあることが明らかになっている(小林・深谷 2015)。その一方で、これまでの人生の積み重ねではなく高齢期の途中で地域から孤立する場合について越田(2008)は生活変調という視点で、健康不安、あるいは病気によっていつものように会っていた近隣住民との交流が減少し、本人による外出機会の減少と、近所の人たちの遠慮が閉じこもりを誘発することについて事例をもとにモデル化している。

このことから、孤立状態とは客観的に他者との接触頻度が少ない状態を指し、ひとり暮らしであるというだけでは孤立とはいえないといえる。また、高齢者の孤立状態は、その高齢者のこれまでの生活の積み重ねである場合と疾病などにより高齢期になってから他者との接触が減少する場合がある。さらに、孤立状態に至る個別的諸課題は住宅問題や低所得、貧困、健康問題などが複雑に結びついており、住民同士の支え合いだけでは、孤立高齢者の生活実態の隔たりがあり孤立の解消にはならないと言える(湯川 2012)。

3. 地域包括ケアシステムにおける孤立高齢者への対策

地域包括ケアシステムは、これまでの介護給付、介護予防と要介護状態の悪化防止にかかる給付外の地域支援事業を再編、再構築した地域での日常生活の生活支援と老人福祉法や地域での様々なインフォーマルな支援活動を結びつける。また、長期療養にかかる医療供給体制の整備および高齢者への住宅政策との連携が含んでいる。つまり、このシステムは高齢者の地域を基盤とした包括的支援体制を整備する広範な内容である(高橋 2014:20)。

その中で孤立高齢者に対しては、閉じこもりの状態が、活動の不活発化し、認知症の発症や身体的な衰弱による内部疾患を誘発させるため、結果的に自分自身から孤立を引き起こす(竹内 2004)とするヘルスケアの文脈で介護予防施策がある。また、孤立高齢者への見守りや社会参加を促すといった対策がある。これは社会的孤立の帰結としての昨今大きく取り上げられている孤独死・孤立死の社会問題が背景にある(堀 2012、湯川 2011)⁵⁾。

具体的な施策は地域によって特色があるが、これまで主に社会福祉協議会が行ってきた地域福祉などでの孤立対策を整理・統合したものであり(黒岩 2008)、大別すれば以下の通りになる(厚生労働省 2012)。

- 1.閉じこもり予防(地域サロンや通所型介護予防事業など)
- 2.見守り、安否確認(民生委員などの訪問、弁当の配達、福祉事業者による見守り)
- 3.緊急時の備え・対応(緊急通報システムや緊急の食糧支援など)
- 4.相談機関の設置(地域包括支援センターやいのちの電話など)に大別される。

また1~4を支えるために、

- 5.意識啓発(広報や研修)
- 6.担い手の育成(民生委員や認知症サポーター、地域保健推進員の研修)
- 7.関係機関との連携強化(地域ケア会議、見守りネットワーク推進会議等)となっている。

一つ一つの取り組みについて詳細に分析するには広範すぎるため、今後の課題とする。大まかに民生委員などの地域住民や地域包括支援センターの援助者などの専門職が孤立高齢者にアプローチするための道具として、1, 2, 3 の地域サロン、通所型介護予防、弁当

の配達、緊急通報システムなどがある。1は外に誘い出すために、2は1よりも外に出ることが困難状態にある方を対象にしている。

その中でも、緊急通報システムを取り上げていかに孤立高齢者へアプローチしているかを例示する。緊急通報システムは、主に高齢者一人世帯の方が対象となるサービスである。例えば具合が急に悪くなったときにこの通報ボタンを押すと警備会社等の民間事業所が運営するコールセンターへ連絡が入り、そこから予め協力員として登録している近所の住民や親戚、あるいは消防署員が駆けつけるシステムである。また仮にボタンを押さなくても定期的にコールセンターが安否を確認するサービスも含まれている場合がある。緊急通報システムを導入するにあたっては、ひとり暮らしの高齢者に対して地域住民から薦められる場合もある。あるいは行政や地域包括支援センターの申請手続きのための訪問や家族関係の把握などが行われる。しかし、このシステムは孤立していたから導入される訳では無い。逆に導入すればその人の孤立状態が解消されるわけでもない。ただ、こうした装置をきっかけに孤立しているかもしれない高齢者へアプローチを図り対策を講じるのである。そして、こうした孤立防止対策として用意されているメニューの運用にしろ、孤立高齢者の把握からアプローチまでは多様な職種や地域住民との連携や協力が欠かせないといえる。

この地域や連携や多職種との連携について、地域包括ケアシステムの構築においてはその地域ケア会議が中核的に位置づけられている。地域ケア会議は、地域包括支援センターが主体となり個別レベルでの支援困難ケースの支援内容を通じた地域支援ネットワークの構築や地域課題の把握を専門職と地域住民の共有化を図り、場合によっては市町村レベル（地域ケア推進会議）での政策形成レベルにつなげ新たなサービスの創出への発展が期待されている（厚生労働省 2013）。また「日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等も活用し、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した上で、それらの見える化や問題提起、地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、目指す地域の姿・方針の決定、共有、意識の統一を行う。また、地域の実情に応じた生活支援等サービスの体制整備の推進に向けて「コーディネーター」を特定するとともに協議体の設置を進める」（厚生労働省 2015:32-33）とする方針も打ち出されている。協議体や生活支援コーディネーターの役割は様々であり必ずしも孤立高齢者の問題だけを扱うわけでは無い。しかし、その中には認知症などによる徘徊・行方不明、孤立死問題、閉じこもりなどが地域の課題として挙げられることで、孤立高齢者の可視化と課題解決などメゾ・マクロとして再包摂していく方向性が内在されているとみるべきである（厚生労働省 2015）。

この他、健康調査や戸別訪問といったアウトリーチ、地域住民や新聞配達員などとの見守りネットワークの構築を推し進めることなどインフォーマルの活用が提案されている（山井 2014）。これらのことから地域包括ケアシステムは、孤立状態の早期発見や予防などインフォーマルの活用あるいはインフォーマルとフォーマルの両資源を統合するといった機能が内在していることが分かる（加川 2010）。

IV. 考察

1. 地域包括ケアシステムは新たな社会福祉システムになり得るか

伊藤(2006)はソーシャルワーカーの役割とは「市民社会において沈殿され、その存在を

認められずにいる人々の問題を暴き出し、社会的に可視化する任務を負っているのである。また、同時にそのような問題を市民社会に広範に呼びかけて止揚し、新しい制度や実践を創造していくことにコミットメントしていくことが求められる」(伊藤 2006:137)と社会的排除論を念頭に論じている。

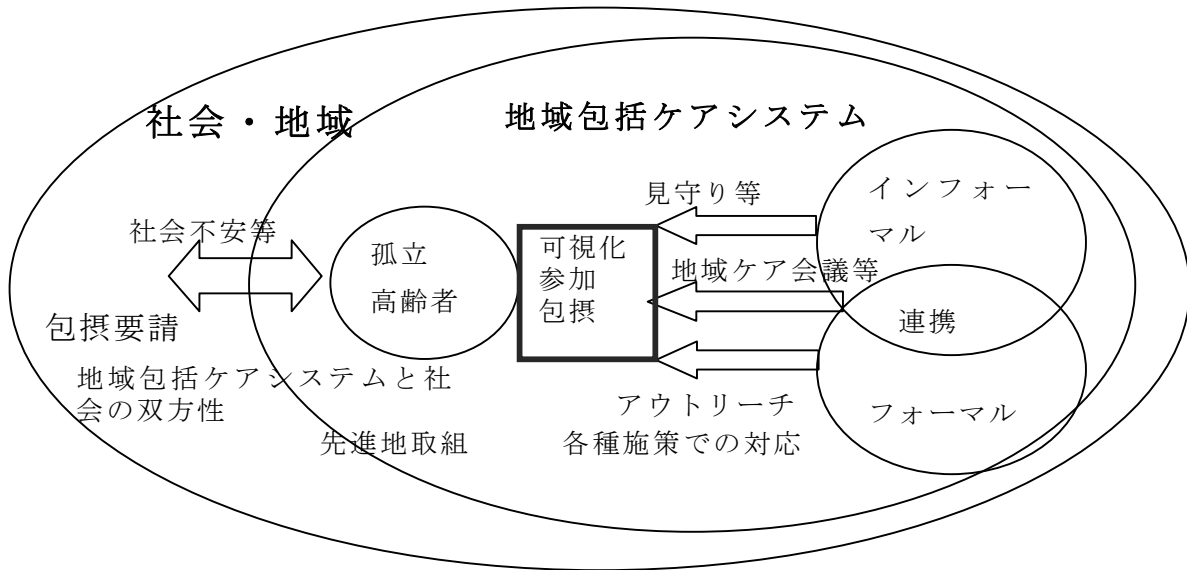


図2 地域包括ケアシステムと社会的包摂 (資料：筆者作成)

研究結果で論じたように地域包括ケアシステムは、例えば、インフォーマルネットワークの構築や地域ケア会議によって、孤立高齢者を可視化し、包摂するための様々な施策が用意されているといえる。

孤立高齢者の問題は研究結果で論じたように、単なる経済的な貧困のみで把握できることでは無く、疾病や家族関係など多様な要素を含んでおり、いわば重層的な問題をはらんでいる。そのため従来の社会福祉策のような縦割りでは対応が出来ないことが多い(湯川 2012)。地域包括支援センターは高齢者の総合相談や権利擁護などの幅広い層の多様な相談を応じることが出来るワンストップサービスの機関として存在している(加山 2015)。そのため地域包括支援センターは行政や専門機関と結びつきながら、横断的に各種サービスを有機的に結びつけていくコーディネート力が求められているといえる。

また、社会的排除の問題は地域を選ばずに起こりうる問題であり、また見えにくい問題でもある。そのため地域包括支援センターだけではそうした問題を見出すことは不可能であるため、必然的に地縁組織との連携が求められることになる。この連携を図るための装置として生活支援コーディネーターの設置や協議体がある。そして地域包括支援センターはこの装置を駆動する中核的な存在として期待されている。その際、孤立高齢者は地域の中で排除されていることが少なくないことに留意する必要がある。地域包括支援センターは地縁組織の活動をとおして孤立高齢者を再包摂することが期待されているが、地縁組織のような伝統的なコミュニティは独自の規範を強要する傾向があり個人の自由を干渉することにもなりかねない機能が内在しているともいわれている。孤立高齢者は地域の規範を守れていないという事実とその認識が、個人をますます孤立へと追い込むということもあ

る。よって地域包括支援センターの役割は相談援助の過程において地縁組織と協働する際に地域住民が地縁組織に抱く価値観や規範に対して意識的になり、地域の関係から引き起こされる「生きづらさを」解消することができるように働きかけることも必要である(室田 2014:41)。言い換えると地域包括支援センターが中核となって「目指すべき地域のあり方」などの規範統合を行うことが求められているが、その規範は地域の中のコンフリクトに介入することや、住民同士が共感に基づいて助け合うことを促進することが重要になる。本論では詳述出来なかったが、Ⅲ. 3において具体的な施策を大まかに 1 から 7 に大別した中で、5 の意識啓蒙や 6 の担い手の育成がこうした規範統合を進める上では重要な要素となると考える。例えば小規模であっても地域ケア会議などで地域の課題や排除されている人を浮き彫りにする、あるいは各種サービスなどの説明会などを通じて住民や民生委員の方達のリテラシー向上が図られると考える。いずれにしろ地域にとって相談しやすい状況を地域包括支援センターの援助者は作り出すことがもっとも重要であると言える。

また先進的な市町村の事例(厚労省 2012)などは、既存の制度の枠組みの解釈や目指す方向性によって様々な特色がある(田中・中野 2015)⁶⁾。そして、先進的な取り組みによって生まれた問題や解決策がまた制度に取り込まれていくことになる。社会的排除論の文脈で捉えると、先進的な取り組みは、これまで排除されて来た人を可視化し包摂要請によって再包摂される新たな社会福祉システムの萌芽となるといえる。そして、そうした新しい取り組みをすることでまた新たな排除が見いだされ、包摂するための施策が創造されていくプロセスとみることができる。

現行の福祉サービスなどの制度へのアクセスは原則申請主義である。しかし、孤立高齢者は、そもそもそうした福祉サービスのことを知らず、どう申請してよいのか分からないことがある。社会的排除論の文脈で捉えると制度へのアクセスが出来ない事によって生活の不利益が生じ、家庭、経済、地域からの排除が生じていることがある。孤立高齢者の可視化の過程で、当事者が相談機関につながることはアクセスの制限の解消にもつながり、複合的に生じている排除のいくつかも解決し、再び社会参加が可能となる場合がある。専門機関は地域の中で不可視化されている孤立高齢者をアウトリーチによって発見することは今後重要になってくるといえる(森・横山 2011)。このように社会排除の概念は、孤立高齢者の生活実態から解決までの道筋を分析する一つの視点になると考える。

2. 社会的排除の概念は援助者にとって何をもたらすのか。

社会的排除は新しい概念である。なぜ新しい概念がいま必要であったのかはすでに論じたとおりである。最後に援助者の基本的な姿勢としてもつながることであるが社会的排除論がもっとも訴えていることの一つとして差別や偏見が孤立を生み出し、周辺に押しやり不可視化しているという問題提起を援助者自身への内省として提示する。

援助者は様々な機関や地域住民から寄せられる相談の中に、孤立している高齢者への対応が求められることがある。しかし孤立している当事者にとって援助者は招かざる客人である場合もある。その際、孤立高齢者は孤立しているが故に差別や排除の眼差しに敏感である場合があることに留意する必要がある。差別は排除を助長し正当化するものであり、援助者(自分)は差別していないと思っても、孤立高齢者への同情や普通の暮らしを営んでいないとする対象認識や今よりもよりよい暮らしをしてほしいという想いからとす

れば社会的規範や権威を示し、差別的な認識を知らず知らずのうちにしてしまう場合がある。この差別感情は個別的な生活実態が見えにくくする危険性があると言われる。そして、差別感情は、対象者が援助者への不信や拒否を誘発し、関係性を構築できず、ニーズを読み違えてしまう事を生じさせる（久保田 2014, 原田 2011）。まずもって、孤立高齢者とは何かを知るには、援助者はその人の生活や価値観をよく知ること。あるいは、その人の生活実態を正確に把握することが重要である。孤立高齢者一人ひとりの生活実態を知るには、援助者の内なる差別感情と向き合うことから始まるといえる。好井(2009)は「無知は差別の温床であるが、色々と知っているからといって差別感情はなくなる。自らの当たり前を掘り進み、差別という問題を理解しようとする。そうした過程でわたしは異質な他者や他者が生きてきた圧倒的な生の現実と出会うのである。そこには自分がこれまで想像も出来なかったような厳しい生があり、厳しい生の中で人として豊かに生きてきた他者の姿があることを知ることができる」（好井 2009:18）ことを論じている。その上で援助者は自分が課せられた役割を十分に把握しその人達の存在がよりよい状態へと結びつけることが求められる(田嶋 2014)。それは「控えめかつ強引に、鷹揚かつ明敏に「地域」や市民と当人をつなぎ、医療や介護などのフォーマルな制度と当人とをつなぐ。社会的孤立状態にある個人や家族への支援に携わる実践者に求められるのはこうした媒介的役割」（新田 2013）であるといえる。地域包括ケアシステムが孤立高齢者の再包摂を促す新たな社会福祉システムになるためには、まずもって一援助者が一対象者と丁寧に向き合い、個々人の生活実態を洞察し、孤立高齢者と語り合うことから始まり、つながっていくことと言える。

V. 今後の課題

本論は、特に孤立高齢者を中心に論考を進めたが、それでも孤立高齢者をめぐる施策や孤立することによって生じる諸問題について論じ切れているとはいいがたい。特に、孤立を社会的排除の視点で社会システムの論考を行ったが、孤立と認知症、あるいは孤立とセルフネグレクトが重複する認知症対策や権利擁護事業との関連で論じることが出来なかった。また、孤立の問題は高齢期のみのものでないことを考えると、例えば生活困窮にかかる施策への目配せも欠かせないが本論ではふれることが出来なかった。また、地域包括ケアシステムや地域包括支援センターは孤立高齢者だけではなく広範な高齢者を対象としている。さらにこのシステムで捉える地域住民とは高齢者だけではなくあらゆる年代も含めて考える必要がある。今後も地域包括ケアシステムと援助者のあり方について研究課題としたい。最後に社会的排除の概念は非常に膨大な知的産物であり、本論はその一部分を論じる程度にとどまっている。今後は社会的排除の概念をより丹念に紐解き電話口や訪問先での相談の背後にある個別諸問題や生活実態を理解する手がかりとしていきたい。

注

- 1) 加山は、生活問題の多様化・複合化・不可視化が進み、既存の社会福祉制度の枠組みでは把握や対応が困難な事象が増幅していることを鑑み、支援困難ケースにいかに対応するかをコミュニティソーシャルワークの実際的な理論化を提唱している。特にコーディネート機

能の重要性について言及している。

- 2) あるいは、「人々の抱える諸問題の社会的・政治的・経済的脈絡の分析的理解を書くことはソーシャルワーカーの視点を個別の問題(個人の欠陥と見なす見方)へと焦点化させ、医療的処置や監視、収容といった社会統制へ導き、進歩主義的な社会変革や社会正義が顧みられなくなる」(田川 2011, 26)
- 3) 例えば「貧困を社会的関係または社会参加との中で把握する考え方は、貧困研究史の中では相対的貧困概念においてすでに提示されて、実際に調査にも用いられる考え方であって、社会的排除概念の特徴とは言えない。また社会関係の観点から貧困を捉えるためには、タウンゼントが相対的剥奪指標を開発したように、必然的に多元的に人々の生活を把握することが必要になる」(深井 208:6)など。
- 4) 佐藤は、機能システムはシステムの合理性を貫徹するために、そのシステムを作動に貢献する人々とそうでない人々を区別し、貢献しない人々を排除することは通常の事柄である。さらに排除と排除の連動はすべての機能システムに波及し社会全体に広がっている。そのため、機能分化の直面している危機を引き起こしている排除を見極めた上で、再包摂するための社会福祉システムの形成を提唱している。
- 5) 堀は孤独死と孤立死の違いについて、堀は新聞のデータから孤立死がいつから社会問題とになっていったかを整理している。孤独死はどちらかと言えば個人の死や自らが選んだ結果として起こるといった主観的なものとして捉えられる傾向にあるが、孤立死は、孤立させてしまった家族や社会といった批判的な言説を含んでいることや死後数週間経ってから発見される死といった客観的な意味で使用されていることを論じている。湯川は、孤立死対策は、地域の問題(近所の誰もが気づずに死なせたなど)や社会不安(今後、単身高齢者が増えていく、いずれ自分もそうなるといった人間関係の希薄さ)や後片付けのコストの経済的損失等、社会防衛的な視点で行われていることを論じている。
- 6) 社会に孤立しがちな人々への支援としてコミュニティソーシャルワークはどのように機能すべきかについて、豊島区(都市部)と飯能市(山間部)の取り組みを比較検討している。一概には言えないが、都市部は匿名性と孤立に慣れた人による心理的な距離が、山間部は孤立している人の把握は都市部よりも可能であるが、離れたところに住んでいるなどの物理的距離があることなどの特徴を論じている。その上で、専門職としての力量が形成されることで困難事例の解決の水位が上がることを論じている。

文 献

- 原田聖子(2011)「ソーシャルワーカーが立てる仮説ニーズとクライアント等との合意ニーズの生成：介護保険制度下の社会福祉士の場合」『東洋大学大学院紀要(社会学・福祉社会)』48, 49-62
- 東野定律(2014)「第2章 地域医療・介護を支える地域包括ケアシステムの展開」藤本健太郎編著『ソーシャルデザインで社会的孤立を防ぐ』35-63, ミネルヴァ書房
- 本多敏明(2013)「排除と包摂のあいだの社会福祉」『淑徳大学研究紀要(総合福祉学部・コミュニティ政策学部)』47, 167-183
- 堀崇樹(2012)「新聞報道にみる孤独死の動向と問題の所在」『社会学論叢』173, 41-60, 日

本大学社会学会

深井英喜(2008)「社会的排除概念の検討」『社会福祉学評論』(8), 1-14, 日本社会福祉学会
関東部会

石田光規(2011)『孤立の社会学』勁草書房

伊藤文人(2006)「包摂の実践者か, 排除の尖兵か? : イギリスにおける脱専門職化するソーシャルワーク」『現代と文化 : 日本福祉大学研究紀要』(113), 123-141

岩田正美(2008)『社会的排除』有斐閣

加川充浩(2010)「地域包括ケアの推進方法とその構造 : 困難事例解決と社会福祉協議会活動の取り組みを通じて」『島根大学社会福祉論集』3, 1-25

加山弾(2015)「コミュニティソーシャルワークの概念および実践上の課題」『社会福祉研究』123, 44- 53, 鉄道弘済会

川村岳人(2014)「社会的孤立の関連要因」『日本の地域福祉』27, 69-81

小林江理香・深谷太郎(2015)「日本の高齢者における社会的孤立割合の変化と関連要因」『社会福祉学』56(2), 88- 99

厚生労働省(2012)「安心生活創造事業成果報告書」

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/anshin-seikatu/dl/houkoku_2408.pdf, 2015.10.21)

厚生労働省(2013)「地域ケア会議推進に係る全国担当者会議資料」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000023796.html>, 2015.10.21)

厚生労働省(2015)「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088520.pdf>, 2015.10.21)

越田明子(2008)「後期高齢者の生活変調と社会的孤立: 過疎地域の単身高齢者の事例より」『長野大学紀要』29(4), 309-319

久保田純(2014)「ソーシャルワーク実践における「ソーシャルワーカー- クライアント関係」」『東洋大学院紀要(社会学・福祉社会)』51, 95-113

黒岩亮子(2008)「高齢者の「孤立」に対応する福祉政策の変遷」『社会福祉』49, 59-77, 日本女子大

森明人・横山英史(2011)「地域を基盤としたソーシャルワークの予防的展開に向けた理論的検討」『東北福祉大学大学院研究論集』8, 25-33

室田信一(2014)「社会的排除に対するコミュニティソーシャルワークと福祉教育」『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』23, 36-45

新田雅子(2013)「「孤独死」あるいは「孤立死」に関する福祉社会学的考察: 実践のために」『札幌学院大学人文学会紀要』(93), 105-125

冷水豊(2009)「高齢者の社会的孤立と社会福祉の役割を問う」『社会福祉研究』106, 51-59

佐藤勉(2014)「機能分化の危機と社会福祉」『淑徳大学大学院総合福祉研究紀要』21, 1-18

田川佳代子(2011)「ソーシャルワーク理論とイデオロギーの枠組み」『社会福祉研究』13, 25-35, 愛知県立大学

田嶋英行(2014)「クライアントが環境に適合することの意味についての検討 : 環境のなかにひとが存在することを手がかりに」『評論・社会科学』109, 63-99, 同志社大学

- 高橋紘士(2014)「老人福祉法から”高齢者生活支援法”へ- 新たな構想の必要性」『社会福祉研究』119, 20-28, 鉄道弘済会
- 竹内孝仁(2004)「高齢者支援をめぐる課題- 孤立化, 引きこもり高齢者への対応」『社会福祉研究』89, 31-38, 鉄道弘済会
- 田中英樹・中野いく子・高橋信幸「孤立死を防ぎ, 社会的孤立をいかに解消するか」『社会福祉学』56(2), 101- 112
- 山井理恵・石田健太郎(2014)「我が国における社会的孤立予防施策 : アクターとその役割期待の検討」『明星大学研究紀要人文学部』(50), 45-60
- 好井裕明(2009)『排除と差別の社会学』有斐閣選
- 湯川順子(2011)「高齢期における社会的孤立への地域福祉活動の可能性と限界」『龍谷大学大学院研究紀要. 社会学・社会福祉学』18, 13-34
- 湯川順子(2012)「社会的孤立への視点: 高齢者を中心に」『龍谷大学大学院研究紀要. (社会学・社会福祉学)』19, 57-71